

修正案第 1 号

議案第 20 号宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例
を制定するについてに対する修正案

地方自治法第 115 条の 3 及び宇治市議会会議規則第 17 条の規
定により、見出しの修正案を別紙のとおり提出する。

平成 31 年 3 月 28 日

提出者 宇治市議会議員 水 谷 修

同 山 崎 恭 一

同 坂 本 優 子

宇治市議会議長 坂 下 弘 親 様

議案第20号宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例
を制定するについてに対する修正案

議案第20号宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第16条の5の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第16条第1項第2号中「25,400円」を「20,400円」に改め、同項第3号ア中「17,500円」を「12,500円」に改め、同号イ中「8,750円」を「6,250円」に改め、同号ウ中「13,125円」を「9,375円」に改める。

第23条の改正規定中「第23条第1項第2号中」を「第23条第1項第1号ア中「17,780円」を「14,280円」に改め、同号イ(ア)中「12,250円」を「8,750円」に改め、同号イ(イ)中「6,125円」を「4,375円」に改め、同号イ(ウ)中「9,187円」を「6,562円」に改め、同項第2号中」に、「、同項第3号中」を「、同号ア中「12,700円」を「10,200円」に改め、同号イ(ア)中「8,750円」を「6,250円」に改め、同号イ(イ)中「4,375円」を「3,125円」に改め、同号イ(ウ)中「6,562円」を「4,687円」に改め、同項第3号中」に、「に改める」を「に改め、同号ア中「5,080円」を「4,080円」に改め、同号イ(ア)中「3,500円」を「2,500円」に改め、同号イ(イ)中「1,750円」を「1,250円」に改め、同号イ(ウ)中「2,625円」を「1,875円」に改め、同条第2項後段中「17,780円」を「14,280円」に、「12,250円」を「8,750円」に、「6,125円」を「4,375円」に、「9,187円」を「6,562円」に、「12,700円」を「10,200円」に、「8,750円」を「6,250円」に、「4,375円」を「3,125円」に、「6,562円」を「4,687円」に、「5,080円」を「4,080円」に、「3,500円」

を「2,500円」に、「1,750円」を「1,250円」に、「2,625円」を「1,875円」に改め、同条第3項後段中「17,780円」を「14,280円」に、「12,250円」を「8,750円」に、「12,700円」を「10,200円」に、「8,750円」を「6,250円」に、「5,080円」を「4,080円」に、「3,500円」を「2,500円」に改める」に改める。